

## 行政文書不開示決定通知書

山中 理司 様

会計検査院事務総長

(公印省略)

令和3年3月2日付けの開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定により、下記のとおり開示しないことを決定したので通知します。

## 記

1 不開示とした行政文書の名称	別紙のとおり
2 不開示とした理由	別紙のとおり

(注) この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、会計検査院長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

＜問合せ先＞ 会計検査院事務総長官房法規課情報公開・個人情報保護室情報公開係

TEL 03-3581-3251

(別 紙)

**第1 不開示とした行政文書の名称**

**最高裁判所が作成した、会計実地検査質問事項に対する回答（令和2検査年次に関するもの）**

**第2 不開示とした理由**

(不開示とした根拠法令)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第5条第5号、第6号（イ及び柱書き）

(不開示とした理由)

本院は、会計検査の目的達成のため、検査の過程（以下「検査過程」という。）において各種の資料を収集又は作成しており（以下、これらの資料を「検査資料」という。）、本件開示請求の対象となった文書は、本院が検査上の必要により、その内容の不公表を前提として、本院の検査を受けるもの（以下「受検庁」という。）から提出を受けて取得した検査資料である。

これらの文書の内容等は、本院の具体的な検査事項、検査内容等に関する情報である。このような情報は、あくまでも検査過程又は審理・判断の過程における情報、すなわち、本院の実施した検査の結果等に関する未成熟な情報としての性質を有するものであり、また、本院の検査上の関心、検査事項、検査内容等を具体的に読み取ることができるものである。

また、一般に、本院の検査活動は、その性質上一定の密行性又は秘密性が要請されるものであり、本院が実施した検査の結果等については、本院内部に定められた周到かつ慎重な審理・判断の過程を経て最終的に検査官会議の議決を経たもののみが検査報告等に掲記され、本院の正式な指摘事項等として公表されるものである。

さらに、受検庁は、検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査の結果等に関する情報については不公表であることを前提として本院の検査に協力し、各種の検査資料の提出、これらに関する所要の説明を含む本院との率直な意見の交換ないし真剣かつ真摯な討議等を行っており、このような未成熟な検査等に関する情報が公表されないものであることは、受検庁の本院の検査に対する理解と協力の前提である。

よって、このような検査過程又は審理・判断の過程において、本院が受検庁から提出を受けて取得した検査資料の内容等に関する情報は、制度的・本來的にその公表が予定されていないものであり、これらの情報が公になった場合には、当該検査資料を提出した受検庁のみならず、他の受検庁も含む受検庁一般の会計検査に対する理解及び協力の前提を搖るがし、信頼関係等を損ねることにより、現在又は将来の検査過程において、本院と受検庁との間の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがある。

また、現在又は将来の検査過程において、所要の検査資料の円滑な提出を阻害するなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼすなどのおそれがあるほか、外部の圧力、干渉等を招来して、本院内部における実地検査の結果等に対する率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ又は公正かつ慎重な審理・判断の確保を阻害して意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

そして、これらの情報が公になった場合には、本院の検査上の関心、具体的な検査事項、検査内容等を他の受検庁に告知する結果となり、周到な実地検査対策を講じられるなどして、現在又は将来の検査過程における厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼすおそれがあるほか、本院の検査の結果等に対する審理・判断過程の意義を損ねる結果となり、当該審理・判断の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、上記の情報は、

ア 情報公開法第5条第5号が規定する「国の機関」の「内部又は相互間」における「審議、検討」に関する情報であって、「公にすることにより」、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」に該当し、不開示情報である。

イ また、情報公開法第5条第6号が規定する「国の機関」が行う「事務」に関する情報であって、「公にすることにより」、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（第6号イ）があるものに該当するとともに、「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（第6号柱書き）にも該当し、不開示情報である。